

〔個人研究〕

## 維新期の山階宮晃親王の政治活動

—皇族・寺院・外交等の問題をめぐって—

熊野 秀一

はじめに

第一章 皇族の処遇変更に向けた動き

第二章 国家権力による寺院統制の試行

第三章 外国交際との関わり  
おわりに

はじめに

本誌の前号で、幕末期における山階宮晃親王の政治活動についての考察を行ったが、本稿ではその続編として明治元年（一八六八）の時期を中心

とした、維新期における晃親王の政治活動を研究対象とする。

慶応二年（一八六六）の一〇月に、晃親王は国事御用掛を罷免され、蟄居処分を受けたが、翌慶応三年（一八六七）三月二十九日に蟄居を宥免されて政治活動を再開し、一〇月一七日に国事御用掛に復帰した後、一二月九日に王政復古を迎えることになった<sup>①</sup>。以後、晃親王は一二月九日に議定、翌明治元年正月一七日に外国事務総督、二月二〇日に議定兼外国事務局督、三月二日には治部卿兼任などに任命され、五月二〇日に議定兼外国事務

局督を罷免されるまでの間、新政府の重職を担う一員として様々な問題に取り組んだ。<sup>③</sup>

この時期における晃親王の動向について、先学はそれぞれの視点から言及している。例えば武田秀章氏は、晃親王が皇室の藩屏強化や皇親政治の実現のため、慶応三年一二月頃の新政府へあてた建白書の中で「法親王の還俗」や「門跡寺院の廃止とその「宗門化」、門跡寺院の「寺領・殿舎の収公」などを提案したことを指摘している。<sup>④</sup>

武田氏の研究を受けて、より詳細に考察を試みたのが藤田大誠氏である。藤田氏は晃親王の建白書が送られた相手について具体的に示すとともに、晃親王が「徹底した「門跡制度」の速やかな改廃」や、「宮門跡寺院」の断固たる廃止」を主張したことを強調している。<sup>⑤</sup>

一方で田中潤氏は、晃親王が門跡寺院の「住職に法体の親王や摂家師弟を戴く現状を廃する」ために建議に及んだとしており、ほかに治部卿として寺院統制にあたったことや、新政府による宮家

と門跡寺院の離間方針に従ったことをあげている。<sup>⑥</sup>

以上の先学の分析によって、晃親王が皇族や寺院統制、外交などの課題に取り組んでいたことが明らかにされている。ただ、武田氏や藤田氏の研究は、慶応三年一二月という時期のみにおける晃親王の動向を主にみている。逆に田中氏は、明治元年以降の活動についても言及しているが、考察対象は寺院方面のみに限定されている。つまり、維新时期における晃親王の政治活動についての研究は、部分的な説明が主であり、全体までに及んでいないとは必ずしもいえないのである。

本稿は先学が取り組んできた問題について、考察を一層深化し、この時期の晃親王の活動の全体像を浮かび上がらせたい。

## 第一章 皇族の処遇変更に向けた動き

慶応三年一二月一六日、晃親王は現行の皇族の制度を改めるべきとする建議の内容を盛った書簡

を他の議定に送った。

宗室之事 今日ヨリ皇子降誕被為在候節は儲君之外は悉立親王、母系尊分ハ三品ニ起り極一品、母系賤分は四品ニ起り極二品、初代親王二世諸王之代賜姓、或ハ皇子多上皇亦皇子多被為在節は、從初代賜姓列臣、方今之諸親王等進退之儀は、晃より建白憚入候間言上不仕候、大体臣家ト相違親王家ト申号何共如何ニ存候、宮門跡之寺々も断然被廢候方聖代之初政ニ可然儀と存候、撰家門跡之方は近衛家以下へ一応異見御尋之上御沙汰被為在度候<sup>⑦</sup>（後略）

この書簡で晃親王は、一二月一六日当日より天皇の儲君以外の皇子はすべて親王とすること、二世以下の親王は姓を与えて臣籍とすること、宮門跡制度を撤廃すること、撰家門跡のことは近衛家などに相談してから処置することなどを提言した<sup>⑧</sup>。この建言は、宮門跡を還俗させるとともに制度そのものを廃止に追い込むことで、皇族の政治参加

を促そうとしたと考えられる。一方で、臣籍降下のことについても言及しており、皇族の人数が増加しすぎれば、発足したばかりの新政府にとって財政上の懸念となる恐れを抱いていたのかもしれない。後の閏四月一五日には、皇族の範囲等に関する通知が新政府から出され、晃親王はほかの還俗した皇族とともに一代皇族の扱いを受け、その嫡子以下は皇族ではなく、臣籍としての身分を有するとされた<sup>⑨</sup>。この政府の通知には、晃親王の建白が影響していた可能性がある。

明治元年正月三日から七日にかけて、新政府軍と旧幕軍は鳥羽伏見方面で戦闘を繰り広げたが、戦いが始まった三日頃、新政府内では天皇を御所から連れ出すことが一時、検討された。これを憂慮した皇族達は、晃親王に相談している。

山階宮、聖護院宮御使佐々木能登守御対面之所、伏見淀鳥羽辺ニ而、戦争始り候ニ付

主上御心配被遊御動座之御催茂被為在候之儀ニ付、是非共御参内御伺被為在候方御宜旨、

知恩院宮よりも仁和寺宮よりも又々御使を以  
被仰進候也<sup>⑩</sup>

天皇の動座によつて、混乱が広がることを心配  
した仁和寺宮嘉彰親王や知恩院宮尊秀親王が晃親  
王に使者を送り、ことの真相について確認しても  
らえるよう求めた。ここからは、晃親王がほかの  
皇族から頼りにされていたことがわかる。また、  
佐々木能登守を使者として送つた聖護院宮嘉言親  
王や、嘉彰親王・尊秀親王と晃親王は兄弟の間柄  
でもあつた（晃親王・雄仁親王・嘉彰親王・嘉言  
親王は伏見宮邦家親王の第一・二・九・一二皇子  
にあたる）。このような関係から、相互の連携が  
深かつたともいえるだろう。その後晃親王は参内  
し、同じく議定の松平春嶽（旧越前藩主）・伊達  
宗城（旧宇和島藩主）と協議して天皇の動座を止  
めることに決めて周囲を説得した。その結果、天  
皇の御所からの脱出は取りやめとなつた<sup>⑪</sup>。

その後も晃親王は、さまざまな問題の処理にあ  
つた。そのひとつが、東本願寺の光勝が新政府

への謀反を企んだという疑いの件である。

元家来松井外記儀、癸亥、將軍上洛之節、徳  
川慶喜、本寺旅宿致候因ヲ以テ、旧幕臣ニ交  
ヲ結ヒ、其後新撰組ト志ヲ合シ、窃ニ佐幕之  
策ヲ議シ候由、遂ニ大政返上之時ニ至リ、新  
撰組ヨリ相逼リ、拘誘致候ニ付、丁卯一二月  
一日、本寺へ退身之儀申立置、大坂へ脱走、  
慶喜ニ属シ、翌年正月、慶喜東走ノ節、随逐  
致候、右脱走ハ、素ヨリ一己之存意ニテ、本  
寺関係無之候ヘトモ、之カ為ニ御嫌疑被為有  
候趣ニ付、戊辰正月五日、山階宮御入相成、  
誓書可差上旨御示諭有之、依テ光勝、光瑩ヨ  
リ右之誓書差上候<sup>⑫</sup>

東本願寺の元家来、松井外記は新選組などと親  
しくなつて、佐幕の考えを抱くようになり、慶応  
三年一二月一日、大坂へ行つて將軍徳川慶喜に  
従い、その下で動くようになった。そのために、  
東本願寺は新政府から旧幕府に荷担してゐるのでは  
ないかという疑いをもたれたのである。また、東

本願寺が長年江戸幕府と親しい関係にあったことや、光勝が徳川氏の猶子だったことも、疑義につながる原因となった。そこで、正月五日になって晃親王が東本願寺を訪れて、光勝とその実子である光瑩に新政府を従うことを記した誓書を提出させたのである。このように、晃親王が新政府と東本願寺の間を仲介する役目を果たしたわけだが、その理由はこれ以前に晃親王が東本願寺を訪れて光勝と親しく談じたことや、晃親王の妹である嘉枝宮和子女王が、光勝に嫁していたことなどがあげられる<sup>14</sup>。光勝は皇族ではなかったが、晃親王は和子女王の立場を考慮して、新政府に光勝の恭順が受け入れられるように取りはからったのだろう。あるいは、光勝が和子女王の婚姻相手だったことから、皇族に準ずる立場とみなしていた可能性もある。

七日になって、晃親王は嘉言親王（六日に復命した雄仁親王のこと）・尊秀親王に鯖鯛一折を、嘉言親王の附弟にあたる聖護院宮信仁親王（邦家

親王の第一三皇子）に昆布一箱をそれぞれ送った<sup>15</sup>。嘉言親王・尊秀親王は六日に天皇の命令によって還俗しており、晃親王はこれを祝福するために贈り物を送ったのである。また、信仁親王も閏四月一五日に還俗して智成と復名しており、晃親王にとっては、前年の一二月に示した宮門跡の還俗の願いが、着々と実現していったことになる。

さらに九日には、議定正親町三条実愛から嘉言親王・尊秀親王親王の議定就任にする案を聞き、晃親王は賛意を示すとともに、さらに、新政府の最高責任者である総裁の有栖川宮熾仁親王と協議することを表明している<sup>16</sup>。嘉言親王は同日、尊秀親王は一二日にそれぞれ議定に就いたが、還俗後における皇族の立場についても、晃親王が配慮していたことがわかる。

そして、晃親王はさらなる皇族をめぐる処遇の変更を押し進めようとした。明治元年一〇月九日には、次のような要望書を新政府に提出している。

晃儀段々及老年、殊ニ近来多病ニ付、行末之

処甚致心痛候間、式部卿宮末男六十磨申請養子、家名相続相願度、重々御憐憫之上、尚又恐入存候得共、此上之以御憐憫被為聞食分候様、深致嘆願候、以上<sup>17</sup>

晃親王は多病であることを理由に、六十宮（邦家親王の第一皇子）を山階宮の後継者に据えることを決めて、新政府に願ひ出た。しかし、新政府は翌十日に、六十宮が仏光寺と門跡後継者となる約定があるために、山階宮の後継者とする事はできないとして、これを拒否した<sup>18</sup>。晃親王は、六十宮が今までの宮門跡や宮門跡後継者と同じように、僧侶としての立場から脱することできると感じて願ひ出たと考えられる<sup>19</sup>。だから、このような新政府の回答は想定していなかった可能性が高い。そこで、今度は後継者を別の皇族に変えた上で、再び一四日に願書を出している。

晃儀段々及老年、殊ニ近来多病ニ付、行末之処甚致心痛候間、式部卿宮末男定磨申請養子、家名相続相願度存候、重々御憐憫之上、尚又

恐入存候得共、此上之以御憐憫被為聞食分候様、深致嘆願候、以上<sup>20</sup>

九日に提出した願書とほぼ同文であるが、山階宮の後継者については定磨王（邦家親王の第一皇子）に変えたのである。定磨王もまた、円満院の門跡を相続することになっていたが、晃親王の願ひは新政府に受け入れられ、翌明治二年（一八六九年）に正式に晃親王の養子になった<sup>21</sup>。

ところで、晃親王は王政復古以前の慶応元年（一八六五）から同三年にかけては、嘉彰親王を山階宮家の後継者にしようとしていた<sup>22</sup>。当時の晃親王は、朝廷内における政争を有利にするために、仁和寺宮門跡だった嘉彰親王を還俗させ、朝廷に出仕する形で自派に組みこもうとしていた。明治元年においては、それ以前と比べて政治状況が大きく異なっていたが、晃親王は以前のやり方を踏襲して、皇族の処遇変更を凶ろうとしたといえる。また、一二月一六日の建白書で提言したように、晃親王は六十宮や定磨王をいずれば臣籍降下を経

て政府に出仕させることを想定していただろう。あるいは、嘉彰親王が慶応三年二月九日に、山階宮家の後継者としてではなく、独立した宮家の当主として還俗していたことなどから、六十宮や定曆王も、同様の処遇を受けることも考慮していた可能性もある。

その後の晃親王は、二月二七日に嘉彰親王や華頂宮博経親王（正月一〇日に華頂の宮号を賜り、一五日に復名した尊秀親王のこと）とともに連署して、彰義隊や奥羽越列藩同盟に擁せられて新政府軍と対立し、降伏した輪王寺宮公現法親王（邦家親王の第九皇子）の罪が許されるよう、新政府に願ひ出ている。<sup>(23)</sup>公現法親王は新政府の敵対者という立場であつただけに、晃親王は慎重を期し、複数の皇族による運動という形で赦免を働きかけたのではないだろうか。

## 第二章 神仏分離を見据えた寺院統制の試行

晃親王にとって寺院統制は、皇族の処遇変更と並ぶ重要な政治的課題だった。やはり、慶応三年一二月における建白書の中で、主に宮門跡寺院の処置について、次のような意見を述べている。

一、正院家等別紙ニ認メ上候号ハ悉被廢、住侶・寺僧・学侶・塔頭等山々宗派之名目ニ改候様、左ノ寺々へ御沙汰被為在候事

仁和寺 大覚寺 妙法院 聖護院 青蓮院  
 知恩院 勸修寺 梶井 曼殊院 円満院 大乗院 一乗院 実相院 三宝院 随心院 蓮華院

一、被廢候門跡殿舎・寺領、一時官へ被召上、然ル後、還俗之諸親王、還俗之公達、僧随門一門、大乘院へ万々取調之上改而被下候歟  
 一、照高院・勸修寺・大覚寺、右者門跡号被止、白川殿・来栖殿・嵯峨殿と被為称、天皇・国母等御遊之行宮ニ被定候而モ可然哉と

## 存上候事<sup>25</sup>

これによれば、門跡寺院中の正院家などの寺院の称号は廃して、様々な僧侶の格付けはそれぞれ宗派に帰属していることを示す名前に改めること、門跡寺院の殿舎や領地は一時政府が取り上げて管理し、還俗後の親王や公家達、僧侶の一門、大乗院などが所有する分について決めること、照高院・勸修寺・大覚寺の門跡号は廃止して、それぞれ白川殿・来栖殿・嵯峨殿（寺のたてられた地名に基づく）の名称に変え、天皇や国母の行宮として扱うことなどが列記されている。

さらに、ほかの建白書で、晃親王は次のようなことも主張している。

一、諸国諸宗諸寺院、復古改正必被為在候度、明時ニ被致候国家多事煩入も恐入候間、此辺ハ先、御即位後迄御延引、左ノ条々已断然今日御決定被為、仰出候様仰願候、是皇徳発揮、旧弊一洗之一大美事已ニ無之、若御延引候而者、決定種々之弊害ヲ生シ候勢相見候間、瞬

日モ早く被為仰出候様奉存、国家之不堪視祝  
禱候

宮門跡 撰家門跡 清花門跡 准門跡 正院

家 出世院家 准院家 院室 本山交衆

谷交衆 兒立 弟子讓り

殊ニ別紙

法親王 宮僧正 殿ノ僧正 公達僧正 御養

子宮 堂上猶子<sup>26</sup>

晃親王は、新政府が仏教諸宗及び諸寺院に対して王政復古に即した改革を行う必要性を説いた上で、ほかに解決するべき国政上の問題が多いことを踏まえ、天皇の即位式が行われる時期まで棚上げすることを認めた上で、とりあえず現状において実行されるべき政策を提案し、また、実現が遅ればさまざまな弊害が生じると強調している。

また、政策の具体的内容は、これまで朝廷が寺院などに与えてきた格式や、僧侶に与えた身分などの称号を廃するべきだというものであり、晃親王<sup>26</sup>が、明治以前までのような、朝廷と寺院の関係を、



称号の廃止という点から改めようとしていたといえる。

ところで田中氏は、前章で述べた一月一六日の建白書の内容を根拠にして「晃親王のいう門跡寺院の廃止は、寺院としての諸門跡の廃止ではなく、住職に法体の親王や摂家子弟を抱く現状を廃することを企図した」としているが、実際には種類に関係なく、門跡という資格そのものを廃するべきだというのが晃親王の考えだった。一方、武田氏は、この二通の建白書から、晃親王が「天皇權威と仏教勢力分離の課題を総括的に提起し」と捉えて、これを「王政復古・皇權伸長」の流れによって生じた「近世朝廷の仏教尊崇の打破・改編」の動きの一つとして考察しているが、同時に晃親王が国家権力の介入によって、早急かつ強制的に推進しようとしていたことが窺える。また、この時期からしだいに勢いを増していった神仏分離の流れを見据えていたことも考えられる。

その後、天皇は三月二日に晃親王を治部卿に任

命している。治部卿とは律令体制下の八省の一つ、治部省の長官であり、役割の一つに「仏教寺院・僧尼の管理統制」があった。寺院改革を求める晃親王の姿勢に、新政府が考慮したとも、とらえることができる。

そして、晃親王は七月二九日に、治部卿の権限として、左のような建言を行った。

旧幕府諸国寺領黒印朱判物ノ儀、今度御沙汰被為在候ニ奉存候、方今大變革、加之国費多端ノ節、御卓見ヲ以テ諸国諸宗諸寺院ノ寺領悉被為召上候ハ、国費ヲ除候已ナラス、反テ仏ノ本意ニモ相叶候儀ト奉存候、猶仁厚ノ政ニ被為在候ハ、一宗一宗ノ本寺ヘ相応ノ寺領被為下置候ハ、無此上御慈悲ト奉存候、乍恐、華嚴・三論・具舍成実・律ハ東大寺、法相ハ興福寺、天台ハ山門、真言ハ野山、禅ハ建仁、四宗兼学ハ泉山、浄土ハ知恩院、右ハ其一宗ニ付格別ノ山々乍恐注進仕候、東寺ハ断然復古、鴻臚館ニ被為仰出度、同寺三宝、

仏像・経巻・僧ハ野山又ハ高雄山へ帰入被為  
免度奉存候、更始一新ノ聖代、断然御沙汰奉  
仰願候以上<sup>(30)</sup>

旧幕府や藩が寺領を寄進するために発給した黒  
印状や朱印状を、提出させるかどうかを質すと  
もに、新政府が諸寺院の寺領を召し上げて国費に  
あてることを提案した。さらにそれぞれの宗派を  
代表する本山には、寺領を宛がい、そのほかの寺  
領は基本的に新政府が収公することを説いている。

また、東寺は平安期に外交・公易の拠点として機  
能していた鴻臚館として利用することや、そのた  
めに同寺の三宝及び住僧などを高野山か高雄山へ  
移すことも提案している。この提案の背景に、次  
章でみていく外国事務総督・外国事務局督として  
外交儀礼等に接した経験や、外国からの使者をも  
てなす役目も担った治部卿の職務が、あったはず  
である。

なお、田中氏は、晃親王が治部卿の職掌として、  
勸修寺の伽藍や什宝についても四月や閏四月に整

理をしたり、經典を高野山に寄付していたとして  
いる。<sup>(31)</sup>

こうした行為は七月頃まで続いたが、晃親王が、  
治部卿の権限を実際に行使できる対象として、勸  
修寺をみていたことがわかる。

また、この時期の山階宮家の財政運営は厳しい  
状況にあり、<sup>(32)</sup>晃親王は正月一二日に新政府から家  
領が正式に与えられるまで、勸修寺門跡領を一時  
的に支配することを認められた。<sup>(33)</sup>それをきっかけ  
として、晃親王は勸修寺の内部統制についても企  
図し、正月一六日には勸修寺へ種々の改革を要求  
した。<sup>(34)</sup>治部卿就任は、晃親王にとってそうした動  
きをさらに強める好機となったかもしれない。さ  
らに、七月二九日におこなった建言は、対象を勸  
修寺から、より諸国の諸寺院や東寺に広げようと  
したねらいがあったのだろう。

しかし、八月三〇日に新政府からの通達で勸修  
寺への干渉を禁止され、<sup>(35)</sup>九月二一日には勸修寺領  
の返還を条件として、玄米の支給を受けることと

なった。<sup>37</sup>これ以降、晃親王は勸修寺に対しての干渉はできなくなり、<sup>38</sup>寺院改革に関する提言も控えるようになった。事実上の治部卿解任であったことが察せられる。

晃親王は治部卿就任をきっかけに、一二月の建白書に示した寺院統制を、自身の力で具体的に実行しようとした。その表れとなったのが、勸修寺に対する処置だったといえる。

しかし、それは新政府の方針との乖離や、晃親王と新政府の政令二途による混乱を生じることになってしまった。よって、事態を懸念した新政府によって、晃親王は治部卿の職務を取り消されるところという結果に至ったのである。また、治部卿を支える存在である治部省が再建されなかったことも、要因となったのではないだろうか。

ただし、治部卿の免職については、新政府から正式に通達されることはなかった。<sup>39</sup>これは、五月に晃親王がそれまで在任していた議定兼外国事務総督を免職されたことと、対照的である。新政府

は、治部卿まで正式に免職すれば、晃親王を新政府内から追い出す形になると考えて、言い渡さなかったのかもしれない。また、晃親王は明治五年（一八七二）に東京へ転居した後、同一〇年（一八七七）に再び京都へ戻っており、以後は同地の寺社と交流・支援を行ったが、その動機や根拠を治部卿の任命に求めていた可能性がある。<sup>40</sup>

### 第三章 外国交際との関わり

明治元年の前半期、新政府は二月五日におきた堺事件（堺で、新政府軍の一員として見回り活動をしていた土佐藩士達が、仏国の兵達を殺傷した事件）や、同月三〇日におきたパークス襲撃事件（縄手事件とも呼ばれる。天皇謁見のため、御所に向かおうとしていたイギリス公使パークス一行を、京都の三条縄手で浪士二名が襲撃した事件）といった、外国人襲撃事件の問題に直面していた。その際、両事件の処理に関わった新政府の

一員として、外国事務局督に着任していた晃親王がいたことは、既に多くの先学が指摘するところである。<sup>41</sup> こうした研究に依拠しつつ、本章では晃親王が、日本と欧州各国の交際にとどのような形に関わっていたのかについてみていきたい。

晃親王が新政府の外交に係る直接のきつかけは、正月一七日の外国事務総督への任命である。<sup>42</sup> これより以前、嘉彰親王は正月九日に外国事務総裁に任命された際、すでに同四日に任命されていた軍事総裁との兼職は困難であることを理由に辞退を表明し、後任に晃親王を任じてほしいと要望した事実があつたことが、三上昭美氏の研究で明らかにされている。<sup>43</sup> なぜ、嘉彰親王は晃親王が外交の責任者にふさわしいと考えたのであろうか。その理由は、晃親王が幕末期から開国論に理解を示していたからだろう。具体的な例として、還俗以前の晃親王は文久三年（一八六三）一二月七日に宗城や追従の薩摩藩士高崎猪太郎（後の五六）・左太郎と会見した際、攘夷の実現について

説いたが、それは困難であることを宗城などから聞かされて納得したこと、還俗後は開国論者の佐久間象山や勝海舟などと交流があつたこと、<sup>45</sup> 慶応二年（一九六六）九月頃には兵庫の開港が必要であるという考えを抱いていたことなどがあげられる。<sup>46</sup>

晃親王のこうした開国に対する姿勢を、幕末期から晃親王と交流のあつた嘉彰親王が知らなかつたとは考えにくい。嘉彰親王が、自身の外国事務総督に関する後任として晃親王を指名したのは自然な流れであり、新政府側もこれを受け入れたために、晃親王の外国事務総督就任につながつたのではないか。

ただし、外国事務総督には三条実美、東久世通禧、伊達宗城らも任命されていた。<sup>47</sup> 晃親王は身分上、外国事務総督内の筆頭という扱いではあつたものの、<sup>48</sup> 制度的な地位としては、三条や東久世、伊達らと同等だった。それが一変したのが二月二〇日の議定職と兼任したままで、外国事務局督に

任命されたことであつた。<sup>(49)</sup> 一方で三条は外交の任から外れ、伊達は外国事務局補に、東久世は外国事務局権補にそれぞれ就任して晃親王を助けることとなつた。<sup>(50)</sup> つまり、晃親王は政府の外交における唯一の最高責任者になつたのである。

このように、新政府の外交担当として晃親王の地位が上昇したのは、二月一五日におきた神戸事件がきっかけだつた。同月一日、仏国公使ロッシュは全五カ条に及ぶ抗議書を新政府に提出したが、その第三条が「親王ノ内朝廷ノ外国事務第一等ノ執政タル人仏国兵隊ノ指揮官へ其政府ヨリノ詫辞ヲ申入ル、<sup>(51)</sup>」という内容であり、仏国側に謝罪する新政府側の代表として、晃親王を指名したのである。新政府がロッシュの要求を早い段階で受け入れた結果、翌日の晃親王の外国事務局督就任につながつたという指摘がなされているが、その可能性は十分ある。

そして、晃親王は仏側の要求に従うことを二月二一日に岩倉に伝え、さらに天皇や准后にも同様

のことを上申している。<sup>(52)</sup> 事件に関する新政府の謝罪を仏国側に受け入れてもらうために、重要な役目を課せられたことを晃親王は理解していたに違いない。翌二二日、晃親王は下坂した後、<sup>(53)</sup> 二四日に仏艦ウエヌス号を訪問した。

(前略) 仏軍艦江御着船、音楽を奏し公使並船將舷江出迎也、船將部屋江誘引、椅子ニ御腰を被為置、但東久世少将殿・宇和島少将殿御同伴御応接被為在候事(中略) ミニストル・船將等艦中悉ク御案内申上、御通覧之上調練等入御覧、御復席之上御応接被為済御退出、尤被為成候節之通公使ミニストル・船將舷マテ送り出音楽ヲ奏ス、元之御船被為召、但宇和島少将殿御同船也、軍艦御離相成候処江祝砲数発、天保山台場ヨリ為答礼同砲発  
(後略)

晃親王は伊達や東久世を同伴してロッシュらに面会したが、それだけでなく船内の様子を見学したりしている。なお、晃親王はロッシュなどと面

会した際に、事件に対する新政府の遺憾の意を伝達している。<sup>(56)</sup>これに対してロツシユは晃親王の対応に満足しており、<sup>(57)</sup>晃親王の役割が順調に果たされたことがわかる。

これ以降、晃親王は外国との接触を度々こなし、<sup>(58)</sup>二月二五日には神戸を訪問して英国や和蘭（オランダ）と接触し、<sup>(59)</sup>同月二九日には英国公使パークスと対面、<sup>(60)</sup>翌三〇日には天皇による仏公使ロツシユ、和蘭代理公使ポルスブロックなどへの謁見に参加している。<sup>(61)</sup>一方で、この日は前述した英公使襲撃事件によって、参内を予定していたパークスが宿所だった知恩院に引き返すという騒ぎが起きていた。事件後、晃親王は直ちに伊達や東久世、さらには内国事務総督徳大寺実則・同輔松平春嶽などとともに、知恩院パークスを慰問している。<sup>(62)</sup>三月一日には相国寺を宿所としていたロツシユを訪問、三日には天皇のパークス謁見に参加した。<sup>(63)</sup>このように、晃親王は公使への訪問や、天皇による公使謁見の儀式への参加などを中心に

活動していた。

しかし、晃親王はこうした行事以外にも、外国事務局督の権限による活動を行おうとしていた。

三月二三日には、職務の一環として摂津・和泉辺りの海岸を巡見したいということを新政府に伝えた。<sup>(64)</sup>そして四月三日に天機伺いのために下坂した後、今度は翌四日に大坂近海の巡覧を行いたいということ、新政府に申請した。

一、弁事役所江 御使青木奉膳

口上覚

常陸宮外国総督辺ニ而、来ル六日ヨリ近海要地巡邏被成度、何卒御願之通被為聞召候ハ、深畏被為入候、尤御帰坂之上は又御届ニ相成候、此段宜御披露御頼被成候、以上<sup>(65)</sup>

五日になって、晃親王は再び同じ内容の願いを届け出たが、同日のうちに、近海の巡邏に関する可否の返事に接している。

一、外国事務局ヨリ 御使中村直造

青木奉膳様 田中左番長

今朝御出願之儀ニ付御用之義候間、唯今御参有之候様被仰付候、以上

右ニ付則同人罷出候処、此度御願之儀は何分御伺天機下坂之儀ニ御座候故、折角之御願ニは候得共、御帰京之上更ニ御願被成候様との旨之事<sup>(66)</sup>

すなわち、新政府は晃親王の下坂は天機伺いのためであり、それ以外の目的にあたる大坂近海の巡邏については認めないというものであり、帰京してから改めて申請するようにと返答したのであった。実は二月二五日に、晃親王が訪問先の神戸から大坂に戻る際、乗船していた薩摩藩の蒸気船宝瑞丸が、暗夜のために方角を見失って航行を断念し、海上に一晩止まるという出来事があった<sup>(67)</sup>。新政府は、そうした事態に晃親王が再び巻き込まれることを恐れていた可能性が高い。また他に、近海の巡邏が果たして外国事務局督の任務の範囲内として妥当かどうかという疑問や、当時朝廷内で議論となっていた大坂遷都問題への懸念などが

あったことも推測される。政府は晃親王に対して、あくまでも外国との儀礼的な接触のみについて求めていたのではないだろうか。

その後、晃親王は四月五日にキリスト教解禁をめぐる新政府と英国側の協議に参加<sup>(68)</sup>、閏四月一日に天皇からパークスへの国書捧呈に列し<sup>(69)</sup>、二日にはほかの議定や諸侯とともに英国軍艦ロードネー号に招待され<sup>(70)</sup>、三日に新政府と英側によるキリスト教禁教や新潟港の開港延期などの問題をめぐる交渉に参加した<sup>(71)</sup>。四月以降、晃親王は英国との交流が相次いで起きているが、これは日英間の交流の活発化による影響とみなすことができる。ただし、これ以降は晃親王の外交活動はみられなくなり、五月三〇日の制度改正により、議定職とともに外国事務局督を免ぜられた<sup>(72)</sup>。

### おわりに

慶応三年から明治元年にかけての晃親王の活動

について、皇族・寺院・外国などをめぐる問題の関わりについてみてきたが、以下の特徴があげられるだろう。

まず、皇族の現状変更に関して晃親王は王政復古直後から、積極的に提言した。例えば、皇族を親王身分とすることや宮門跡の廃止、皇族の二世以下からの臣籍降下などについて言及しているが、これらの意見は、晃親王による新時代に対応した皇族の全体像というものだろう。さらに明治元年になってからは、個別ごとの皇族の処遇についても、積極的に動いており、またときにはほかの皇族から頼られることもあった。晃親王が、皇族の指導者的な役割をしていたことがわかる。

また、寺院統制についても皇族の問題と同じように、王政復古以後から積極的に新政府に働きかけている。これは神仏分離の具体化策といえるだろうが、ほかには宮門跡寺院などの寺領などを接収して、宮家の財政にあてようとした目的などもあったはずである。治部卿の就任は、そうした晃

親王の姿勢をさらに後押しすることになったことだろう。

一方で、晃親王は明治元年一月～五月にかけて外国事務総督、さらには外国事務局督として英国や仏国などと接触した。これは幕末期から開国論に賛成していたことなどを評価されての抜擢だと推測される。以後、神戸事件やパークス襲撃事件における対応や、天皇の公使謁見への参加などをこなしているが、こうした活動は儀礼的な特徴が強かったのではないだろうか。

そして、いずれの活動も議定や治部卿、外国事務局督といった官職に就任していたときには順調だったが、新政府による罷免や活動停止の命令などを受けると、政策の実現に支障をきたす傾向が見られるようになった。皇族問題では議定職の罷免以後、山階宮家の養子にするという名目や、複数の皇族との連名によって宮門跡の還俗を計ろうとしている。また、寺院問題ではその活動が必ずしも政府の方針と一致せず、勸修寺への干渉を止



められて、実質的に治部卿の活動を封じられている。また、外交問題では、大坂近海の巡邏といった自発的な活動は認められず、遂には外国事務局督を免じられた。晃親王と新政府の政治方針はしだいに乖離していき、最終的に晃親王は政治活動から遠ざけられたといえるだろう。

今後は、さらにほかの皇族の政治活動についてもみていき、晃親王の場合と共通する点や異なる点について明らかにしていきたい。

(大正大学総合仏教研究所研究生)

- (1) 拙稿「幕末期の山階宮晃親王の政治活動」(大正大学総合仏教研究所編『大正大学総合仏教研究所年報』第三六号、二〇一四年)
- (2) この時期における晃親王の動きについては、山階会編『山階宮三代』上巻(一九八二年)、二一四〜二二八頁を参照。
- (3) 日本史籍協会編『百官履歴』第一巻(東京大学出版会、一九七三年(一九二七年の復刻版))、九〜一頁。治部卿については、前掲『山階宮三代』上巻、二四六頁を参照。
- (4) 武田秀章「孝明天皇大葬儀と山稜造宮の一考察(下)」(神道宗教学会編『神道宗教』第一五〇号、一九九三年)、九二頁。
- (5) 藤田大誠「幕末維新期における宮門跡の還俗に関する一考察」(國學院大學日本文化研究所編『國學院大學日本文化研究所紀要』第九五輯、二〇〇五年)、八四〜八五頁。
- (6) 田中潤「明治維新と仏教」(島薺進ほか編『將軍と天皇』(シリーズ日本人と宗教・第一巻)、二〇一四年)、一八八〜一九〇頁。
- (7) 「慶応三年二月一六日付議定宛山階宮晃親王書簡」(「岩倉具視関係文書」)、「慶応丁卯冬王政復古関係之件」、国立国会図書館憲政資料室所蔵)、前掲『山階宮三代』上巻・二二九頁。
- (8) 浅見雅男氏は、晃親王の還俗してからの経歴、在世して

いた皇族のなかで有栖川宮幟仁親王に次ぐ年齢などから、その建言は存在感があったとし、後の新立宮家と世襲親王家の間に差がつけられたきっかけだとしている(『皇族誕生』(二〇〇八年、講談社)、二八頁)。

- (9) 内閣官房局編『法令全書・慶応三年』「明治元年・第三〇九号」(一八八七〜一九一二年)、一二四〜一二五頁。

- (10) 「伏見宮日記」慶応四年正月三日条(宮内庁書陵部編集課編『山階宮実録九・晃親王九』、一九六五〜一九八四年、宮内庁宮内公文書館所蔵)

- (11) 日本史籍協会編『戊辰日記』(東京大学出版会、一九七三年(一九二五年の復刻版))二〇〜二二頁、山階会編

- 『山階宮実録』上巻(一九八二)二二二頁。

- (12) 「東本願寺記」(太政官編『復古記』第一巻(内外書籍、一九三〇年)、四六〇頁)。

- (13) 奈良本辰也・百瀬明治『明治維新の東本願寺』(河出書房新社、一九八七年)、一一一〜一一三頁。

- (14) 徳重浅吉『維新政治宗教史研究』(目黒書店、一九三五年)、二〇五頁。

- (15) 前掲『山階宮実録』上巻、二二二頁。

- (16) 前掲『山階宮実録』上巻、二三四頁。

- (17) 「山階宮日記・国事掛」明治元年一〇月九日条(宮内庁書陵部編集課編『山階宮実録十・晃親王十』、一九六五〜一九八四年、宮内庁宮内公文書館所蔵)

- (18) 「山階宮日記・国事掛」明治元年一〇月一〇日条(前掲『山階宮実録十・晃親王九』)

- (19) その後の六十宮の処遇については、浅見雅男『伏見宮』(講談社、二〇一二年)、二六〇〜二六二頁を参照。

- (20) 「山階宮日記・国事掛」明治元年一〇月一四日条(前掲『山階宮実録十・晃親王九』)

- (21) ただし、最終的に山階宮の後継者となったのは、明治六年(一八七三)に晃親王の実子として生まれた菊麿王であり、定曆王は独立した宮家の当主となった。

- (22) 「慶応元年九月八日付島津久光宛山階宮晃親王書簡」(鹿児島歴史資料センター黎明館編『鹿児島史料 玉里島津家史料』第四巻、一九九五年)三五三〜三四頁、

- 「慶応三年六月一日付島津久光宛山階宮晃親王書簡」(井上岩見筆)(鹿児島歴史資料センター黎明館編『鹿児島史料 玉里島津家史料』第七巻、一九九八年)一〇八頁。

- (23) 前掲『山階宮三代』上巻、二七六頁。

- (24) 「慶応三年二月付中山忠能・正親町三条実愛宛山階宮晃親王書簡」(前掲『岩倉具視関係文書』「慶応丁卯冬王政復古関係之件」)

- (25) 「慶応三年二月中山忠能・正親町三条実愛宛山階宮晃親王書簡」(前掲『岩倉具視関係文書』「慶応丁卯冬王政復古関係之件」)

- (26) 門跡寺院及び同所を管轄した僧侶の身分については、下橋敬長述・羽倉敬尚注『幕末の宮廷』(東洋文庫、一九七九年)二二一〜二四五頁・三三二〜三三三頁を、新政府と門跡寺院の関係については佐野恵作『皇室と寺院』

- (明治書院、一九三九)「第六章 門跡寺院」をそれぞれ参照。
- (27) 前掲「明治維新と仏教」、一八九頁。
- (28) 前掲「孝明天皇大葬儀と山稜造宮の一考察」、九二頁。
- (29) 前掲「明治維新と仏教」、一九〇頁。
- (30) 前掲『山階宮三代』上巻、二六五頁。
- (31) 前掲「明治維新と仏教」、一九〇頁。
- (32) 前掲『山階宮三代』上巻、二五三、二五四、二五八、二五九、二六一、二六三、二六四各頁。
- (33) この頃の山階宮家の財政事情については、学習院大学史料館編『写真集近代皇族の記憶』(吉川弘文館、二〇〇八年)一〇〇～一一頁、前掲『伏見宮』一六七～一七一頁などを参照。
- (34) 「山階宮日記(国事掛)」慶応四年正月一五日条(前掲『山階宮実録九・晃親王九』)。
- (35) 前掲『山階宮三代』上巻、二三七頁。
- (36) 「山階宮日記(家司)」慶応四年八月三〇日条(前掲『山階宮実録十・晃親王十』)。
- (37) 前掲『山階宮三代』上巻、二七六頁。
- (38) 新政府のねらいは、晃親王と勸修寺の関係を断つことにあったという指摘がある(宮内庁編『明治天皇紀』第一巻(吉川弘文館、一九六八年)、八一～八頁)。なお、晃親王の選俗以前からこの時期までの勸修寺との関係については、拙稿「幕末維新期の皇族と寺院の関係」(佛教文化学会編『佛教文化紀要』第二三三号、二〇一四年)を参照。
- (39) 晃親王は明治五年(一八七二)に京都から東京に転居したが、以後、名目的ながら、治部卿として政府の要職にあったと述べている(「闘う皇族ある宮家の三代」(角川書店、二〇〇五年)、二四六頁)。
- (40) 明治元年以降の晃親王と仏教の関わりについては、前掲「幕末維新期における宮門跡の選俗に関する一考察」九一～九五頁、「明治維新と仏教」一九〇～一九一頁、青谷美羽「明治期の聖護院大峰修行」(日本宗教文化史学会編『日本宗教文化史研究』第一二巻第一号、二〇〇八年)一〇九～一一二頁、藤田大誠「祭政一致論と『国家神道』に関する一考察」(日本宗教学会編『宗教研究』第八二巻第四輯、二〇〇九年)、高木博志「皇室の神仏分離・再考」(明治維新学会編『明治維新史研究の今を問う』、二〇一一年)一二二～一二六頁、山口輝臣「天皇家の宗教を考える」(九州大学大学院人文科学研究院編『史淵』第一四九輯、二〇一二年)二九三～三〇頁などを参照。
- (41) 岡義武『黎明期の明治日本』(未來社、一九六四年)二六三～二七頁、石井孝『増訂明治維新の国際的環境』(吉川弘文館、一九六六年)七九九～八一三頁、日向康『非命の譜』(毎日新聞社、一九八五年)、大岡昇平『堺港攘夷始末』(中央公論社、一九八九年)、前掲『伏見宮』一四八～一五一頁、野田秀雄「綱手事件に関する若干の考察」(日本歴史学会編『日本歴史』三〇五号、一九七三

年)などを参照。

- (42) 日本史籍協会編『百官履歴』第一巻(東京大学出版会、一九七三年(一九二七年の復刻版))、九頁。
- (43) 三上昭美「外務省設置の経緯(一)」(日本国際政治学会編『国際政治』第二六号、一九六四年)、五頁。
- (44) 日本史籍協会編『伊達宗城在京日記』(東京大学出版会、一九七二年(一九一六年の復刻版))、二七三〜二七四頁。
- (45) 晃親王と佐久間象山の交流については前掲『山階宮三代』上巻一四五〜一五三頁、勝海舟との交流については一九八〜二〇〇頁を参照。後年になって、勝は幕末当時の晃親王について「世間が攘夷説で騒いでいた頃から、既に開国説を持って居られた」と回想し、さらに、皇族のなかで唯一晃親王が「開国の本当の意味」を理解していたとしている(勝安芳述・吉本襄編『校訂・海舟先生水川清話』(河野成光館、一九〇九年)、五七頁)。
- (46) 『山階宮晃親王御年譜』(一九三八年、宮内庁公文書館所蔵)、一六頁。
- (47) 内閣官房局編『法令全書(慶応三年)』、『第三七号』(一八八七〜一九二二年)、一八頁。
- (48) 『第三七号』に掲載された外国事務総督の任命者一覧の順番は、晃親王の名前が最初に表記されている。
- (49) 前掲『百官履歴』、一〇頁。
- (50) 『太政官日誌慶応四年二月・第二』(太政官編『太政官日誌』第一・二巻、一九六八年)、一四頁。また、佐賀藩主鍋島直大が外国事務局権補として新たに加えられた。
- (51) 「慶応二年二月一日付伊達宗城宛ロシア書簡」(外務省編『日本外交文書』第一巻第一冊、一九五七年)、四〇二頁。
- (52) 前掲『堺港攘夷始末』、二二二頁。
- (53) 「山階宮日記・家司」慶応四年二月二日条(前掲『山階宮実録九・晃親王九』)。
- (54) 「御役中御側日記」慶応二年二月二日条(前掲『山階宮実録九・晃親王九』)。
- (55) 「御役中御側日記」慶応二年二月二四日条(前掲『山階宮実録九・晃親王九』)。
- (56) 前掲『山階宮三代』上巻、二四三頁。
- (57) 鳴岩宗三『幕末日本とフランス外交』(創元社、一九九七年)、二二八頁。
- (58) 「御役中御側日記」慶応二年二月二五日条(前掲『明治以後皇族実録・山階宮実録九』)。晃親王は英仏蘭各国公使との面会や、英国軍艦への乗船などを行った。
- (59) 前掲『山階宮三代』上巻、二四五頁。
- (60) 日本史籍協会編『嵯峨実愛日記』第二巻(東京大学出版会、一九八八年(一九三一年の復刻版))、二三五頁。
- (61) 前掲『明治天皇紀』第一巻、六三六〜六三七頁。
- (62) 「山階宮日記・家司」慶応四年三月一日条(前掲『山階宮実録九・晃親王九』)。
- (63) 前掲『嵯峨実愛日記』第二巻、二三六〜二三七頁。
- (64) 山階宮日記・家司「慶応四年三月二三日条(前掲『山階宮実録九・晃親王九』)。

- (65) 「御役中御側日記」慶応四年四月四日条（前掲『山階宮実録九・晃親王九』）。
- (66) 「御役中御側日記」慶応四年四月五日条（前掲『山階宮実録九・晃親王九』）。
- (67) 前掲『山階宮三代上巻』、二四四頁。
- (68) 前掲『山階宮三代上巻』、二五五～二五六頁。
- (69) 「御役中御側日記」慶応四年閏四月一日条（前掲『山階宮実録十・晃親王十』）。
- (70) 「御役中御側日記」慶応四年閏四月二日条（前掲『山階宮実録十・晃親王十』）。
- (71) 日本史籍協会編『木戸孝允日記』第一卷（東京大学出版会、一九八五年（一九三二年の復刻版）、一六頁）。
- (72) 前掲『百官履歴』第一卷、九頁。

